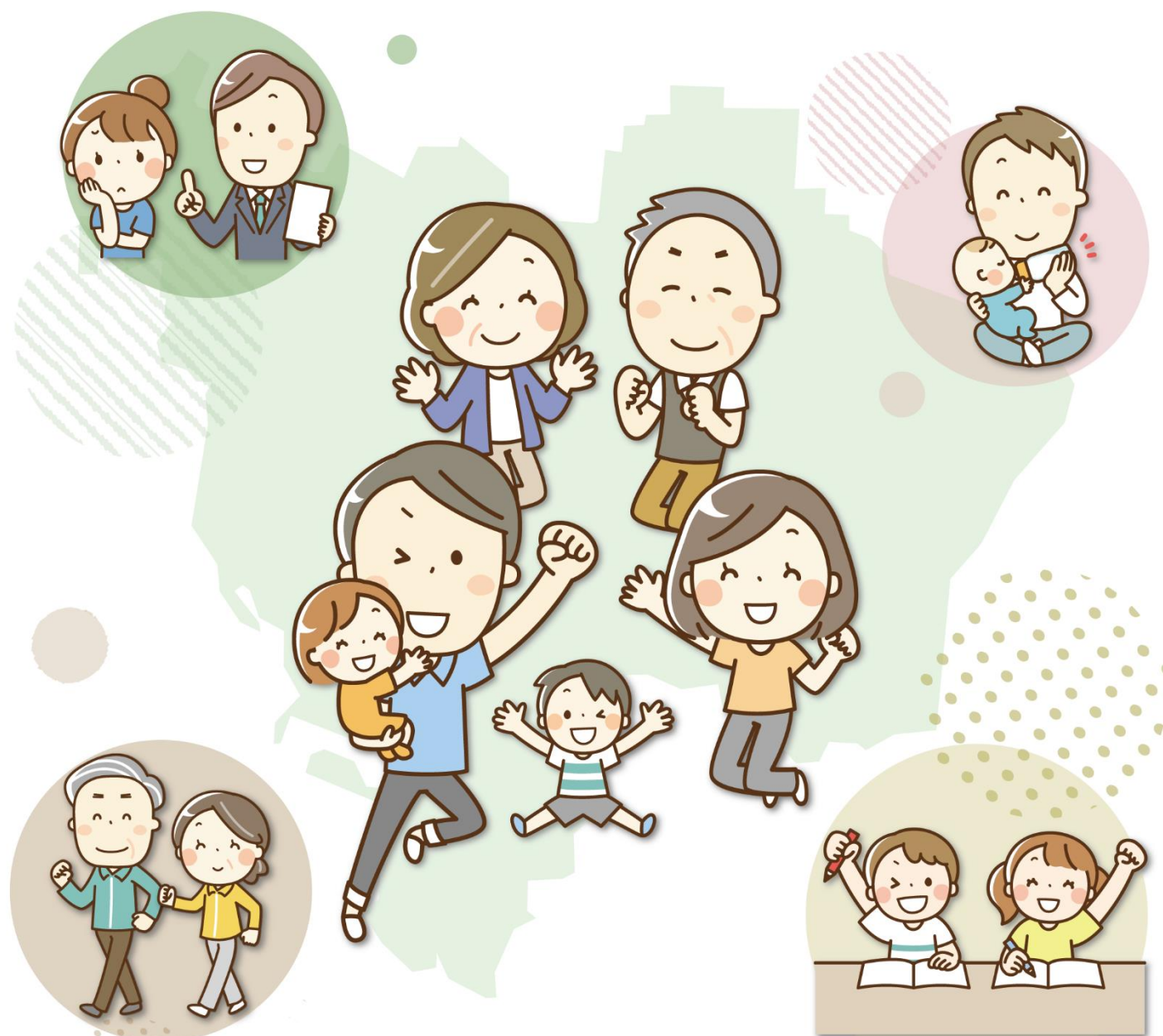


第5期 男女共同参画のための藤井寺市行動計画 ～スクラムチャレンジプラン～

概要版



令和8年3月
藤井寺市

1 | 策定の趣旨

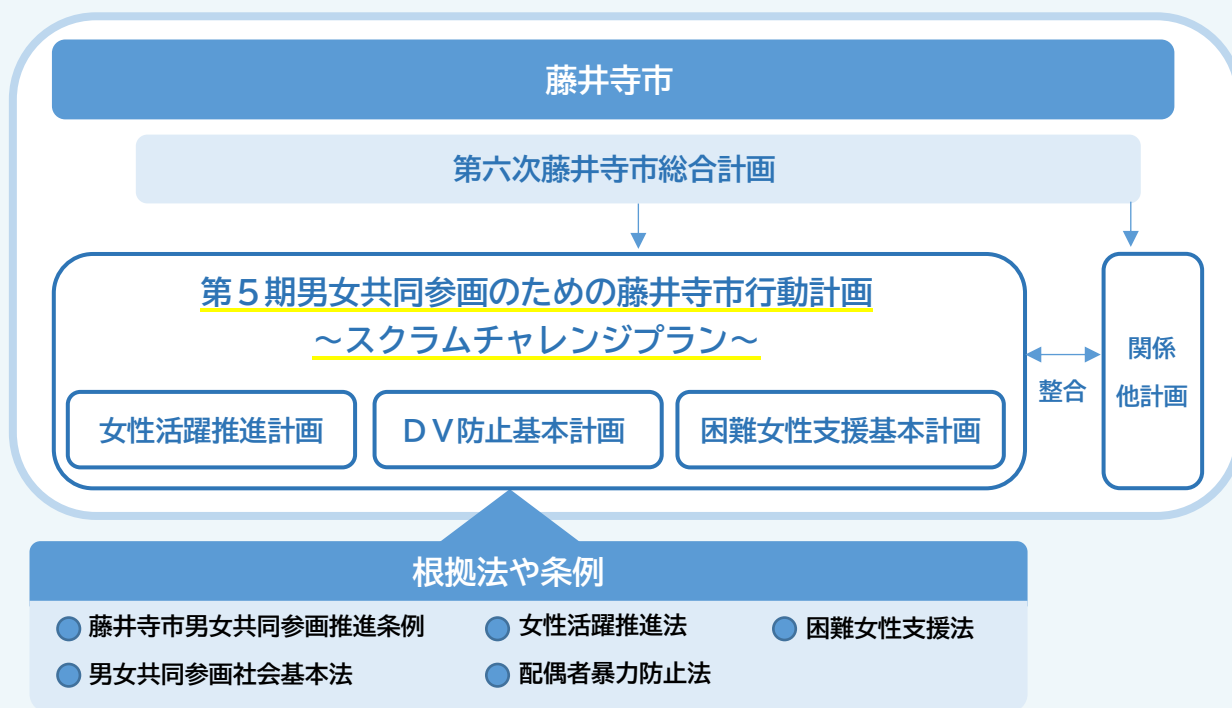
本市では2001年から4期にわたり「男女共同参画のための藤井寺市行動計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

近年、女性の就業率向上などの進展が見られる一方で、政策・方針決定過程への女性参画拡大や固定的な性別役割分担意識、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の克服が依然として課題となっています。また、育児や介護とキャリアの両立や女性への家庭負担の集中、男性の健康悪化も深刻な問題となっています。

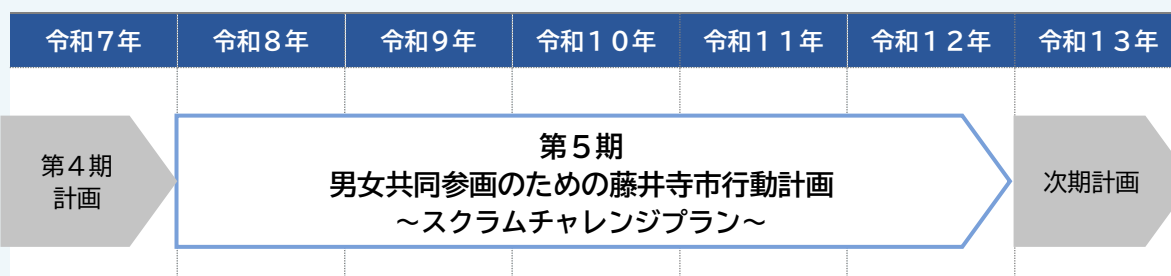
男女共同参画は、これらの課題の解決と、全ての人のウェルビーイングを実現するための取組として期待されています。

令和7年度で第4期計画が満了となることから、これまでの取組を検証し、社会情勢や国・大阪府の動向を踏まえ、誰もが自分らしさを大切にしながらいきいきと暮らしていける男女共同参画社会の実現に向けて、第5期計画を策定します。

2 | 計画の位置づけ



3 | 計画の期間



男女共同参画社会とは？

「参画」とは、単に集まりに加わる「参加」とは違い、企画や意思決定に加わるということです。性別にとらわれずに、女性と男性が対等な立場で社会のいろいろな場面に参画し、共に責任を分かち合い、自分らしさを発揮できる社会のことを「男女共同参画社会」といいます。

アンコンシャス・バイアスとは？

何かを見たり、聞いたりした時などに、無意識に「こうだ」と思い込むことがあります。これをアンコンシャス・バイアスといいます。「無意識の思い込み」などと表現され、誰にでもありうるものです。★例えば・・・「男の人だから力持ちだ」「女の人だから料理が得意だ」など

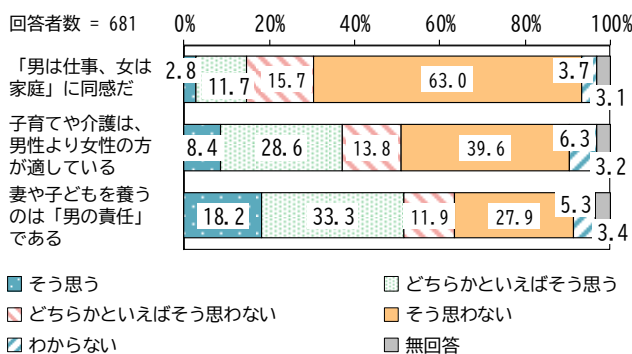
DVにはどんな種類があるの？

身体的な暴力、精神的な暴力、経済的な暴力、社会的な暴力、性的な暴力などがあります。子どもが直接暴力を受けていなくても、DVを目撃することで傷ついてしまいます。また夫婦間だけでなく、学生などの交際中に起こる「デートDV」も問題となっています。

例えばどんな課題があるの？

● 男女の役割やあり方

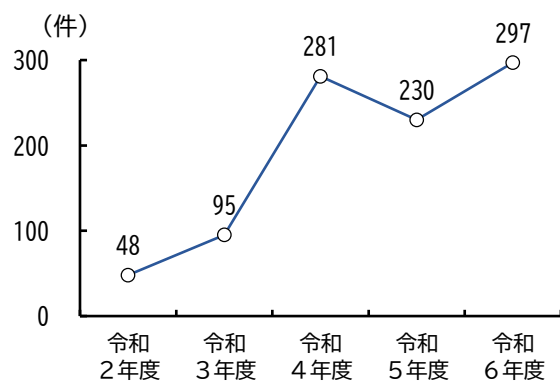
男女共同参画を推進するためには、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、仕事や家庭の責任を男女が協力して担っていく必要があります。



資料：藤井寺市「男女共同参画に関するアンケート」(令和7年度実施)

● DV相談の状況

DVの相談件数は、令和4年度から急激に増加しています。



資料：協働人権課(各年度3月末現在)

4 | 計画の基本的な視点

(1) あらゆる人々の人権擁護

(2) ジェンダー平等の推進

(3) ウェルビーイングの向上

4つの基本目標に沿って計画を進めます

基本目標Ⅰ 男女共同参画に対する正しい理解の促進

重点項目

1

あらゆる分野における固定的な性別役割分担意識の変革

広報紙や啓発誌、SNSなどの多様なメディアを活用するとともに、講演会や講座、イベント等の場面において、あらゆる世代に向けた広報・啓発活動を推進します。また、多様なメディアにおいて、人権や男女共同参画の視点に配慮した表示や表現を促進し、メディア・リテラシー向上に取り組みます。さらに、男女共同参画ルームを活用して、情報提供の充実と機能強化を図ります。

重点項目

2

男女共同参画を浸透させる教育・学習の充実

学校教育や保育においては、男女平等を基本とした教育・保育を推進するとともに、性的指向や性自認の多様性についても理解を深める取り組みを行います。また、教師や保育士、保護者、地域の人々に対し男女共同参画の視点を養う研修の充実を図ります。さらに、あらゆる世代を対象とした生涯学習の機会の確保に取り組みます。



基本目標Ⅱ 性別にかかわらず自分らしく活躍できる機会の確保

重点項目

1

意思決定過程における男女共同参画の推進

政策・方針決定の場における性別不均衡を是正するとともに、審議会等における女性の参画率を35%以上にすることを目指します。また、男女共同参画の視点を持つ地域団体や事業所等と協働し、活動場所の提供や情報提供などの支援を行うことで、地域や事業所での意思決定への女性の参画拡大を促進します。

重点項目

2

働く場での男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）

市内事業所に対して、法令の周知や男女共同参画を推進する職場づくり、労働者の活躍に関する啓発活動を行います。また、働く場での男女双方の意思決定過程への参画拡大を促進します。さらに、職場でのハラスメント防止に向け、意識啓発と相談体制の充実を図ります。女性の職場での活躍を促進するため、能力開発や就労講座、起業に関する情報提供や相談支援を行います。



重点項目

3



ワーク・ライフ・バランスの推進（女性活躍推進計画）

市民向けにワーク・ライフ・バランスへの理解を深める講座や情報提供を行うとともに、事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスの重要性や経営メリットなどの啓発活動に取り組みます。また、家庭や地域活動における男性の積極的な参画を促進し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。

重点項目

4

藤井寺市の男女共同参画の職場づくり

すべての職員が性別を問わず個性や能力を十分に発揮できるよう、意識啓発と研修の充実を図るとともに、女性職員のキャリア形成支援や男性の育児休業取得促進、男女共同参画に関する意識の向上と業務実態における性別役割分担意識に基づく男女間の差異の解消に取り組み、仕事と家庭の両立を支援する施策の周知・充実に努めます。



基本目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶

重点項目

1

暴力を許さない市民意識の醸成（DV防止基本計画）

あらゆる暴力や児童・高齢者・障害者虐待の防止・根絶に向けた啓発に取り組みます。暴力は、精神的・性的・経済的暴力など多様な形態があることを周知し、暴力を許さない社会的気運の醸成を図ります。また、学校や地域と連携してジェンダー平等や人権尊重、対等で健全な人間関係の大切さを伝える機会を充実させ、将来の加害・被害防止のための社会的土壌形成に努めます。

重点項目

2

暴力等被害者支援体制の整備（DV防止基本計画）

被害者が安心して相談できるよう、相談窓口の充実・周知と、相談対応職員の資質向上を含めた体制強化に努めます。また、被害者の保護から自立支援に至るまで、切れ目のない支援体制を整備します。さらに、関係機関との連携を一層強化し、地域全体で被害者を支えるネットワーク構築と暴力を許さない社会づくりを推進します。



基本目標Ⅳ すべての人が安心して暮らせる環境の整備

重点項目

1

様々な困難を抱える人々への支援 (困難な問題を抱える女性支援基本計画)

困難な問題を抱える女性に対し、生活、経済的、心理的支援など多岐にわたるサービスを提供します。また、生活上の困難を抱える人々や、女性特有の複合的に困難な状況に置かれている人々に対し、一人ひとりの状況に応じた支援を充実させます。加えて、男性にも適切な支援が提供できるよう支援体制を整備し、より適切で効果的な支援を提供できるよう努めます。

重点項目

2

ライフステージに応じた男女の健康への支援

自らの意思で選択できる自己決定権を尊重する「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の観点から、男女それぞれの心身の特性やライフステージに応じた検診・相談・支援体制の充実を図ります。また、すべての人が主体的な健康づくりに取り組めるよう、地域での健康づくり活動と相談支援体制の充実を図ります。さらに、子どもや若者が自らの体と心を理解し、他者を尊重するため、発達段階に応じた性教育の推進と正しい知識の普及啓発に努めます。男女ともに仕事と健康の両立を支援し、誰もが健康課題を抱えながらも働きやすい環境づくりを促進します。



重点項目

3

防災における男女共同参画の推進

市の防災会議や地域の自主防災組織などにおける女性の参画を推進し、多様な視点が防災施策に反映される体制づくりを進めます。また、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備や地域防災力の向上を図るとともに、市民一人ひとりがこうした視点の重要性を理解し、防災に活かせるよう啓発活動を推進します。



計画推進の指標

< 1年ごとに進捗を把握する指標 >

項目	現状値	目標値
男女共同参画フォーラム・推進講座の参加人数（年間）	124人	250人
審議会等への女性委員参画率	30.0%	35.0%
管理職（課長級以上）に占める女性職員の割合	28.4%	33.0%
男性職員の育児休業取得率（2週間以上）	75.0%	85.0%

< 5年ごとに進捗を把握する指標 >

項目	現状値	目標値
男女共同参画や女性支援に関する市の取り組みをどれも聞きしなかった人の割合	49.3%	30.0%
DVの被害にあった際に相談しなかった人の割合	12.2%	10.0%
女性相談窓口を知っている人の割合	14.4%	25.0%
人権悩みの相談室を知っている人の割合	19.2%	30.0%

5 | 計画の推進

1

庁内推進体制の充実・強化

2

市民と行政の連携による推進

3

国・府など関係機関等との連携

4

計画の進行管理

6 | DVなどの暴力に関する相談

- 大阪府女性相談センター **☎** 06-6949-6022
☎ 06-6946-7890 (閉庁時はDV相談専用として対応)
平日 9:00~20:00
土・日 9:00~17:00 (祝日・年末年始は休み)
- 富田林子ども家庭センター **☎** 0721-25-2065
9:00~17:45 (土・日、祝日、年末年始は休み)
- 羽曳野警察署 **☎** 072-952-1234
- 藤井寺市女性相談窓口 **☎** 072-939-1050
月・火・木曜日 (予約制)
10:00~12:00
13:00~17:00 (祝日・年末年始は休み)
- 藤井寺市人権悩みの相談室 **☎** 072-939-1118
9:00~12:00
13:00~16:00 (木・日、年末年始は休み)
- 藤井寺市協働人権課 **☎** 072-939-1059
9:00~17:30 (土・日、祝日、年末年始は休み)

計画の本編は下の2次元コードからご確認いただけます。



藤井寺市 市民生活部 協働人権課
〒583-8583 藤井寺市岡1丁目1番1号
TEL 072-939-1059 FAX 072-952-8981